

霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市メディアセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条の次に次の2条を加える。

（使用料）

第9条 メディアセンターの使用料は、別表のとおりとし、規則で定める日までに納付しなければならない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の使用料を返還することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由で使用不能となったとき。
- (2) 使用者が使用の取消しを申し出た場合において、メディアセンターの運営に支障がなく、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。
- (3) 市又は市の機関の必要により許可を取り消したとき。

（使用料の減免）

第10条 教育委員会は、別に規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

区分	基本使用料（1時間につき）
メディア研修室	250円

鑑賞室	310 円
スタジオ	190 円
ビデオ編集室	160 円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 3 2の「市民」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
 - (3) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校に在学する者
 - (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、使用料を設定することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。